

証券コード 2876  
2023年6月12日

株 主 各 位

東京都江東区有明3丁目4番10号  
**株式会社デルソレ**  
代表取締役CEO 大河原 毅

## 第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に電子提供措置事項を掲載しております。

下記の当社ウェブサイトアクセスのうえ、「投資家情報」、「招集通知」の順に選択して、ご  
確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト（<https://www.del-sole.co.jp/>）

また、上記のほか、東京証券取引所ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名」に「デルソ  
ーレ」または「コード」に当社証券コード「2876」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR  
情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認く  
ださいませようお願い申し上げます。

東証上場会社情報サービス ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

なお、当日ご出席いただくほか、書面により議決権を行使することができますので、お手数な  
がら株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を  
ご表示いただき、2023年6月27日（火曜日）午後5時45分までに議決権を行使してくだ  
さいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都江東区有明3丁目6番11号  
TFTビル東館9階 研修室909号室  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
- 報告事項 第59期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告および計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎株主総会におけるお土産・懇親試食会のご用意はございません。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、下記当社ウェブサイトおよび東証上場会社情報サービスウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- 当社 ウェブサイト  
<https://www.del-sole.co.jp/>  
東証上場会社情報サービス ウェブサイト  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当金に関する事項

当期の業績ならびに今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は89,050,980円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2023年6月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役12名全員は本総会終結の時をもって、任期満了となります。つきましては、事業環境の変化に対応する新たな経営体制への刷新を目的として取締役を4名減員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
1	おお が わら だけし 大河原 毅 (1943年9月5日生)	1970年11月 日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社 に入社 1971年11月 同社取締役に就任 1973年7月 同社代表取締役常務に就任 1978年8月 同社代表取締役副社長に就任 1984年2月 同社代表取締役社長に就任 2000年4月 ジャパン・リテイル・メンテナンス株式会社 (現ワタミエナジー株式会社) 取締役に就任 2002年2月 日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社 特別顧問に就任 2002年3月 三菱商事株式会社顧問に就任 当社に入社 顧問に就任 株式会社コムサネット代表取締役社長に就任 2002年6月 当社取締役に就任 2003年10月 当社代表取締役会長に就任 2006年1月 株式会社ほのぼの運動代表取締役社長に就任 2006年4月 株式会社ポポラマーマ取締役に就任 (現任) 2007年6月 当社代表取締役CEOに就任 (現任) 2011年6月 当社事業開発本部COOを委嘱 2012年12月 爵士客香港控股有限公司主任董事に就任	1,534,250株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">おおかわら やすし 大河原 泰 (1962年7月12日生)</p>	<p>1986年4月 三菱商事株式会社に入社  1997年4月 ドイツ三菱商事会社生活産業部マネージャーに就任  2004年7月 三菱商事株式会社本店セメントユニットマネージャーに就任  2008年10月 Toyo Tire Europe GmbHエキゼクティブバイスプレジデントに就任  2012年4月 ドイツ三菱商事会社生活産業部ゼネラルマネージャーに就任  欧州三菱商事会社生活産業部部門担当（EVP）に就任  2017年5月 TOYO TIRE株式会社グローバルサプライ推進室室長（本部長）に就任  2019年7月 当社執行役員代表取締役社長補佐に就任  2020年3月 当社デルソーレ事業本部海外関連市場開発グループGL兼デルソーレ購買グループGLに就任  2020年6月 当社取締役に就任  代表取締役社長補佐兼グローバル事業開発室長兼購買グループGLを委嘱  2020年8月 当社代表取締役社長補佐兼グローバル事業開発室長兼購買グループGLを委嘱  生産本部、マーケティンググループ、R&amp;Dグループ、品質管理グループを管掌  2021年4月 当社製造・開発ユニット管掌  製販戦略会議海外事業統括担当を委嘱  2022年6月 当社常務取締役に就任（現任）  戦略企画管掌（現任）</p>	2,600株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
3	あーねすとえむ ひが アーネストM. 比嘉 (1952年10月15日生)	1976年 8月 株式会社ヒガ・インダストリーズ(現株式会社 ドミノ・ピザ ジャパン) に入社 1979年 4月 同社代表取締役社長に就任 1985年 9月 米国ドミノ・ピザ社との独占契約者となり、日 本で初めてのホームデリバリーピザチェーン店 をオープン 2010年 2月 株式会社ヒガ・インターナショナル (現株式会 社ヒガ・インダストリーズ) 代表取締役会長に 就任 2010年 6月 当社取締役役に就任 (現任) 2011年 2月 ウェンディーズ・ジャパン合同会社 (現ウェン ディーズ・ジャパン株式会社) 設立、最高経営 責任者に就任 2013年 6月 株式会社新生銀行社外取締役に就任 2015年 4月 株式会社ヒガ・インダストリーズ代表取締役会 長兼社長に就任 (現任) 2016年 9月 ウェンディーズ・ジャパン株式会社代表取締役 会長に就任 (現任) 2017年 4月 学校法人昭和女子大学理事に就任 (現任) 2018年 4月 テンプル大学日本校理事に就任 (現任)	111,600株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	<p style="text-align: center;">もり やま とし はる 森 山 敏 治 (1957年7月9日生)</p>	<p>1980年4月 株式会社東京ビデオサービスに入社  1982年3月 株式会社ゼンチクに入社  1984年5月 当社に入社  2005年10月 当社ジェーシー事業本部東日本営業本部グループ東日本第二支店長に就任  2007年6月 当社執行役員東日本第二支店長に就任  2009年6月 当社執行役員常務東日本支店長兼営業庶務グループGLに就任  2013年4月 当社執行役員常務デルソーレ事業本部東日本支社長兼東日本支社営業庶務チームTLに就任  2017年1月 当社執行役員常務東日本支社長兼東日本支社東京支店長兼東日本支社特販グループGL兼東日本支社業務グループGLに就任  2021年4月 当社アシスタントディレクター食品事業ユニット製販戦略会議業務用営業・特販推進担当に就任  2021年6月 当社取締役役に就任（現任）  食品事業ユニット担当  2022年6月 当社食品事業ユニット営業統括  2023年4月 当社営業ユニット管掌（現任）</p>	11,500株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
5	いん べ しゅう いち 印 部 修 一 (1967年6月3日生)	1990年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） に入行 2012年5月 同行中小企業審査室兼金融円滑化推進室次長に 就任 2013年4月 同行池袋支社副支社長に就任 2016年7月 同行ビジネスローン部長に就任 2019年7月 当社に入社 経営戦略室長代行に就任 2019年11月 当社経営戦略室長代行兼管理本部長補佐に就任 2020年6月 当社執行役員経営戦略室長兼管理本部長補佐に 就任 2021年4月 当社アシスタントディレクター経営戦略室長兼 専務取締役補佐に就任 2021年6月 当社取締役就任（現任） 管理ユニット管掌（現任） 経営戦略室長を委嘱 2022年6月 当社戦略企画室長を委嘱（現任）	2,400株
6	さえ へき ひろ ゆき 三 枝 広 幸 (1963年11月3日生)	1986年4月 東洋火災海上保険株式会社（現セコム損害保険 株式会社）に入社 1999年4月 同社本店営業企画部課長に就任 2000年4月 同社桐生支社支社長に就任 2006年4月 当社に入社 2008年1月 当社執行役員管理本部総務・人事グループGL に就任 2019年6月 当社執行役員常務総務・人事グループGLに就 任 2021年4月 当社アシスタントディレクター 管理ユニット総務・人事チームマネージャーに 就任 2022年6月 当社取締役就任（現任） 管理ユニット担当（現任） 総務・人事チームマネージャーを委嘱（現任）	7,600株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
7	武 長 栄 治 (1978年4月12日生)	<p>2001年7月 スターバックスコーヒージャパン株式会社に入社</p> <p>2003年10月 有限会社ミックフーズに入社</p> <p>2004年10月 同社取締役役に就任</p> <p>2005年8月 有限会社ジャパンフードシステム代表取締役社長に就任</p> <p>2009年6月 当社に入社</p> <p>2013年6月 当社執行役員事業開発本部GLに就任</p> <p>2019年2月 当社執行役員デルソーレ事業本部生産本部副本部長兼千葉工場長に就任</p> <p>2021年5月 当社アシスタントディレクター 製造・開発ユニット千葉工場長兼生産技術チームマネージャーに就任</p> <p>2022年6月 当社取締役に就任（現任） 製造・開発ユニット管掌（現任） 千葉工場長を委嘱</p>	2,000株
8	※ 遠 藤 貢 (1948年3月19日生)	<p>1970年4月 キューピー株式会社に入社</p> <p>1972年1月 三英食品販売株式会社に入社</p> <p>1987年2月 同社取締役に就任</p> <p>1990年12月 キューピー株式会社に入社 広域営業部Pチーム部長に就任</p> <p>2001年2月 同社取締役広域営業部長に就任</p> <p>2002年2月 同社取締役業務用営業本部長に就任</p> <p>2004年7月 同社取締役マーケティング本部長に就任</p> <p>2010年2月 同社常務取締役商品開発部長に就任</p> <p>2013年5月 株式会社ピー・アンド・イー・ディレクションズ顧問に就任（現任）</p> <p>2014年3月 杉田エース株式会社顧問に就任（現任）</p> <p>2016年5月 一般社団法人国際食文化交流協会理事に就任（現任）</p> <p>2023年5月 株式会社トライ・インターナショナル社外取締役に就任（現任）</p>	一株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者アーネスト M. 比嘉氏は、株式会社ヒガ・インダストリーズの代表取締役会長兼社長を兼務し、当社は同社と商品、原材料の仕入の取引関係があります。なお、その他の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 遠藤貢氏は、社外取締役候補者であります。なお、遠藤貢氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 遠藤貢氏は、食料品上場企業における優れた経営実績と豊富な見識を有するとともに、営業からマーケティングおよび商品開発に亘る幅広い実務経験を持ち、当社の経営判断・意思決定の過程で助言・提言をいただくことを期待していることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 当社は、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、社外取締役との間に同法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結することができるものとしております。遠藤貢氏が社外取締役に選任された場合は、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に基づき、現任取締役を被保険者として、取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。なお、各候補者が再任または選任された場合には当該契約の被保険者となります。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役本庄正之、山田勝重の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	やま だ かつ しげ 山 田 勝 重 (1949年12月19日生)	1976年4月 最高裁判所司法研修所に入所 1978年4月 蘇木・新明・土屋・下山田・長内法律事務所に入所 1981年4月 山田法律特許事務所パートナー所長に就任(現任) 1990年6月 株式会社ミツウロコ(現株式会社ミツウロコグループホールディングス)監査役に就任 2003年6月 当社社外監査役に就任(現任) 2010年1月 日本メディカルビジネス株式会社社外監査役に就任(現任) 2015年6月 株式会社ミツウロコグループホールディングス取締役(監査等委員)に就任 2018年6月 株式会社スーパーナース社外監査役に就任(現任) 株式会社省電舎ホールディングス(現株式会社SDSホールディングス)取締役(監査等委員)に就任	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	※ 金原 俊一郎 (1959年4月6日生)	1982年4月 三菱商事株式会社に入社 1989年12月 Japan Australia LNG(MIMI) Pty. Ltd. (在オーストラリア・メルボルン) 財務経理部長に就任 1995年5月 三菱商事株式会社国際金融部課長に就任 2002年2月 米国三菱商事会社 (在アメリカ合衆国・ニューヨーク) Senior Vice Presidentに就任 2008年2月 三菱商事株式会社トレジャラーオフィスコーポレートファイナンス・M&A室長に就任 2011年4月 同社財務開発部長に就任 2014年4月 同社財務部長兼三菱商事フィナンシャルサービス非常勤監査役に就任 2015年4月 同社理事財務部長兼三菱商事フィナンシャルサービス非常勤監査役に就任 2017年4月 日本KFCホールディングス株式会社取締役専務執行役員CFO兼日本ケンタッキーフライドチキン取締役に就任 2022年7月 当社顧問に就任 (現任)	一株

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 監査役候補者山田勝重氏と当社は顧問弁護士契約を、また、監査役候補者金原俊一郎氏と当社は業務委託契約を締結しております。
3. 山田勝重氏および金原俊一郎氏の両氏は、社外監査役候補者であります。なお、金原俊一郎氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 山田勝重氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての経歴および専門的識見等に鑑み、独立見地に立って当社の業務遂行全般の監査を行うに適した能力を有すると考えられることからであります。なお、同氏は、過去に社外監査役等となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
5. 金原俊一郎氏を社外監査役候補者とした理由は、国際的企業における業務経験と財務および会計に関する相当程度の知見を有するとともに、独立見地に立って当社の業務遂行全般の監査を行うに適した能力を有していることから、当社の監査機能の充実・強化を図るため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
6. 山田勝重氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終了の時をもって、20年となります。
7. 当社は、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、山田勝重氏と同法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、山田勝重氏が再任された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。

8. 当社は、会社法第430条の3第1項に基づき、現任監査役を被保険者として、監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。なお、各監査役候補者が再任または選任された場合には当該契約の被保険者となります。

#### 第4号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任される取締役大河原愛子氏、和田隆介氏、横山恵司氏、イザベラ・ユペルツ氏、アンドリヤナ・ツヴェトコビッチ氏ならびに監査役本庄正之氏に対し在任中の功労に報いるため、下記の金額の退職慰労金を贈呈することとし、その贈呈の時期および方法は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一願いたいと存じます。

なお、退任する役員に対して退職慰労金を贈呈する際には、都度金額を開示した上で株主総会にお諮りし、承認をいただきましたうえで贈呈することといたしております。

また、本議案は、支給額の決定には株主総会のご承認を条件とするとともに、当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であると考えております。

退任取締役および退任監査役の略歴ならびに支給額は、次のとおりであります。

氏名	略歴	支給額 (千円)
大河原 愛子 おおかわら あいこ	1969年6月 当社専務取締役に就任 1978年12月 当社代表取締役社長に就任 2000年6月 当社代表取締役会長に就任 (現在に至る)	314,800
和田 隆介 わだ りゅうすけ	2000年6月 当社代表取締役社長に就任 2003年10月 当社ジェーシー事業本部長を委嘱 2011年6月 当社ジェーシー事業本部COOを委嘱 2021年4月 当社外食事業ユニットを管掌 (現在に至る)	83,400
横山 恵司 よこやま けいじ	2019年6月 当社取締役に就任 2021年4月 当社食品事業ユニットを管掌 2023年4月 当社営業ユニット特命担当 (現在に至る)	3,600
ISABELLE HUPPERTS イザベラ ユペルツ	2020年6月 当社社外取締役に就任 (現在に至る)	1,300
ANDRIJANA CVETKOVICJ アンドリヤナ ツヴェトコビッチ	2020年6月 当社社外取締役に就任 (現在に至る)	1,300
本庄 正之 ほん じょうまさゆき	2014年6月 当社社外監査役に就任 (現在に至る)	5,600

以上

# 事業報告

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況から回復の兆しが見られたものの、原材料・資源価格の高騰、円安進行による物価上昇、緊迫した国際情勢の長期化に伴い、依然として予断を許さない状況が続いており、今後の景気後退懸念にも注視していく必要があります。

このような経営環境の中で、当社は経営理念としている「食と食の文化を通じてお客様に満足と幸せを提供する」ことを一貫して追い求め、「食の安全・安心」を第一に掲げて、「おいしい」で世界をつなぐ」をミッションに、業績の向上と財務体質の改善を図り、経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

#### ア. 食品事業

食品事業におきましては、外食業界等を主要取引先とする業務用分野で回復基調にはあるものの、食品スーパー・生協等の一般家庭用分野では、急激な価格転嫁が消費マインドの変化を招くこととなりました。このような状況の中、当社では、コロナ禍により希薄になりがちであった顧客や取引先との関係強化をはじめとした販売戦略の再構築に取り組むとともに、デジタルからリアルまで“デルソーレ”を体験していただける各種プロモーション活動を展開してまいりました。

具体的には、原材料価格の高騰を背景とした販売価格の改定等を実施したほか、スーパー惣菜・ベーカリー市場への提案強化、家庭用冷凍ピザの新商品発売等により、引き続き積極的に家庭用市場の開拓を進めてまいりました。また、プロモーション活動については、世界のパンで「HITOTEMA KITCHEN」として、ナン・ピタ・フォカッチャ・トルティーヤといった世界の“おいしい”パンを各国料理にアレンジするプロジェクトをSNSマーケティング等により展開するとともに、アンテナショップ「デルソーレ®SHOP」でも提供、リアル体験していただくことで、多様なチャネルを活用した施策を実施してまいりました。

加えて、北欧リトアニアの海外パートナー企業との連携を深め、ヨーロッパの本格的な冷凍パンの輸入販売を強化するとともに、アメリカ産冷凍チーズの販売にも積極的に取り組んでまいりました。また輸出販売については、香港を中心に引き合いが増加しており、円安を追い風に取引を加速させることで、海外市場の開拓にも努めております。

一方、製造部門ならびに販売管理面では、生産設備の拡充および生産体制の改革をはじめとして、売上規模に見合った在庫水準の適正化や物流効率化等への取り組みを進めてまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は141億5千9百万円（前期比7.9%増）、セグメント利益は11億1千2百万円（同29.3%減）となりました。

## イ. 外食事業

外食事業におきましては、新型コロナ対策方針の変更に伴う、段階的な経済活動の再開による景気回復の動きが期待される一方、原材料価格高騰等によるコストアップならびに消費行動の非接触化等をはじめとしたアフターコロナへの対応も求められ、依然として厳しい経営環境が続いております。このような状況の中、当社は引き続き、人員配置の最適化、在庫管理の適正化、メニュー価格の改定等、徹底した収益コントロールに取り組むとともに、来客状況の回復に合わせて各種営業施策を実施してまいりました。また、コロナ禍がもたらしたライフスタイルの変化に対応して、テイクアウトブランドへの選択と集中を強化することにより、高級串焼・鶏惣菜ブランドの「京鳥」と鯛焼きブランドの「おめで鯛焼き本舗」を外食事業の成長ドライバーとして位置づけ、6月に東京都中央区で「京鳥松屋銀座店」、10月に東京都新宿区で「京鳥小田急新宿店」、11月に千葉県千葉市で「おめで鯛焼き本舗千葉C・one店」、2月に広島県広島市で「おめで鯛焼き本舗ekie広島店」、3月に岡山県岡山市で同県初の出店となる「京鳥さんすて岡山店」を出店いたしました。

一方、早期業績回復を目的とした不採算店舗の閉店を積極的に進め、居酒屋・レストラン業態では「一番どり」3店舗、「ポポラマーマ」1店舗の計4店舗を閉店するとともに、デリバリー業態では「上海エクスプレス」6店舗を閉店しました。

この結果、当事業年度の売上高は27億4千7百万円（前期比17.1%増）、セグメント損失は1億8百万円（前期はセグメント利益59百万円）となりました。

## ウ. 管理部門

本社管理部門においては、財務体質の改善ならびにコスト競争力強化のための諸施策を推進し、当社運営体制の効率化と諸経費の削減に努めてまいりました。

以上の諸施策を実施いたしました結果、当事業年度の売上高は168億9千3百万円（前期比9.3%増）、営業利益は4億1千7百万円（同22.4%減）、経常利益は5億1千5百万円（同48.3%減）となりました。固定資産の減損損失を計上したこと等により、当期純利益は3億2百万円（同52.8%減）となりました。

### ② 設備投資等の状況

当事業年度において実施した設備投資（無形固定資産を含む）の総額は1億3千8百万円であります。その主な内訳は、食品事業における生産能力増強を目的とした設備の改修や機械の購入、外食事業における改装および設備の改修であります。

### ③ 資金調達の状況

借入金残高は、前事業年度末に比べ8千万円減少し、4億7千万円となりました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第56期 2020年3月期	第57期 2021年3月期	第58期 2022年3月期	第59期 (当事業年度) 2023年3月期
売上高 (千円)	17,819,604	16,630,621	15,458,153	16,893,408
経常利益 (千円)	933,459	613,822	998,830	515,984
当期純利益 (千円)	512,395	251,361	641,692	302,973
1株当たり当期純利益 (円)	56.28	27.61	70.48	33.74
総資産 (千円)	11,299,763	10,659,738	10,629,678	11,029,657

(注) 1. 1株当たり当期純利益を除き、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第58期の期首から適用しており、第58期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

食品・外食業界においては、先行きの不透明な事業環境が続く中、消費者ニーズや価値観の多様化への対応が求められております。

こうした外部環境やライフスタイルの変化を、当社の強みを活かして収益基盤を再構築し、今後のさらなる成長につなげていくチャンスととらえ、このたび「中期経営計画 2026」を策定いたしました。

本中期経営計画を指針に、経営理念である「食と食の文化を通じてお客様に満足と幸せを提供する」ことを一貫して追い求め、「おいしい”で世界をつなぐ”をミッションに、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現してまいります。

- ① 「食の安全・安心」を最優先にした品質管理体制機能の充実
- ② 食品事業において、
  - ・国内営業：取引先・品目毎の方針明確化による競争力強化、「デルソーレ」ブランドの浸透
  - ・製造開発/販売管理：ライン特性を活かした価値創造・生産性向上、物流効率化
- ③ 外食事業において、テイクアウトブランド「おめで鯛焼き本舗」「京鳥」（焼き鳥・鶏惣菜）を中心とした事業ポートフォリオの再設計
- ④ 海外パートナー企業との協力体制強化、新規海外事業開拓
- ⑤ 「ONE DELSOLE」を行動軸とした、経営資源の最適配分と人的資本活性化
- ⑥ システム化、データ活用等による強固な管理体制構築と経営の効率化
- ⑦ ガバナンス体制および内部統制の充実による経営の健全性の確保

以上の取り組みを実施することにより、着実に業績の向上と経営基盤の強化に邁進する所存であります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社は食品事業および外食事業を行っております。各事業の内容は、以下のとおりであります。

① 食品事業

ピザおよびエスニックブレッド製品等の製造、販売を行っております。

② 外食事業

高級串焼・鶏惣菜および昇運・昇福鯛焼きのテイクアウト業態（直営・フランチャイズ）ならびに外食店舗を展開しております。

(6) 主要な営業所、工場および外食店舗（2023年3月31日現在）

当	社	本社：東京都江東区有明3丁目4番10号
	食品事業	
		営業所 本店営業チーム（東京都江東区） 大阪支店（大阪市淀川区） 名古屋支店（名古屋市東区） 九州支店（福岡県古賀市）
		工場 多摩工場（東京都稲城市） 千葉工場（千葉県成田市） 茨木工場（大阪府茨木市） 九州工場（福岡県古賀市）
	外食事業	
		店舗 鯛焼き直営店10店舗・フランチャイズ店23店舗 京鳥直営店14店舗 一番どり直営店7店舗・フランチャイズ店3店舗 郷どり燦鶏直営店4店舗 上海エクスプレス直営店1店舗・フランチャイズ店3店舗 ハーベスター八雲直営店1店舗 牛傳 をどり グリルハーベスター デルソーレSHOP 他直営店10店舗・フランチャイズ店2店舗

**(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)**

使用人数	前事業年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
262 名	△10 名	43.3 歳	12.2 年

- (注) 1. 使用人数は、執行役員7名を含む就業人数であり、臨時従業員（有期雇用・短時間雇用）の平均雇  
用人員737名（前事業年度比正規雇用換算39名増）は含まれておりません。  
2. 当事業年度より有期雇用者については、使用人数から減ずるとともに臨時従業員に加えた記載に変  
更するものとしたことから、前事業年度についても同様に改訂した内容に基づき、人員数増減を算  
出しております。

**(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)**

借入先	借入額
株式会社商工組合中央金庫	200,000 千円
株式会社三菱UFJ銀行	135,000
株式会社みずほ銀行	90,000
株式会社三井住友銀行	45,000

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 株式の状況（2023年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 14,000,000株
- ② 発行済株式の総数 9,105,290株（自己株式200,192株を含む。）
- ③ 株主数 1,681名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
大河原 愛子	2,288,000	25.69%
大河原 毅	1,534,250	17.23
PT INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR TBK	900,000	10.11
株式会社ミツウロコグループホールディングス	300,000	3.37
マリンフード株式会社	264,800	2.97
株式会社ニチレイフーズ	255,000	2.86
株式会社三菱UFJ銀行	215,000	2.41
株式会社商工組合中央金庫	200,000	2.25
日清製粉株式会社	180,000	2.02
和田 隆介	155,300	1.74

- (注) 1. 当社は、自己株式を200,192株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2023年3月31日現在）  
 該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況  
 該当事項はありません。
- ③ その他、新株予約権等に関する重要な事項  
 該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の状況（2023年3月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	大河原 愛子	
代表取締役CEO	大河原 毅	(株)ポポラマーマ取締役
代表取締役社長	和田 隆介	外食事業ユニット管掌
常務取締役	大河原 泰	戦略企画管掌
取締役	アーネストM. 比嘉	(株)ヒガ・インダストリーズ代表取締役会長兼社長 ウェンディーズ・ジャパン(株)代表取締役会長 学校法人昭和女子大学理事 テンプル大学日本校 理事
取締役	横山 恵司	食品事業ユニット管掌
取締役	森山 敏治	食品事業ユニット営業統括 営業推進室担当
取締役	印部 修一	管理ユニット管掌 戦略企画室長
取締役	三枝 広幸	管理ユニット担当 総務・人事チームマネージャー
取締役	武長 栄治	製造・開発ユニット管掌 千葉工場長
取締役	イザベラ ユペルツ ISABELLE HUPPERTS	(株)フォルマ社外取締役 I.H.Global Consulting Ltd.代表取締役社長 ベルギー王国経済外交アドバイザー
取締役	アンドリヤナ ツヴェトコビッチ ANDRIJANA CVETKOVIKJ	(株)BrioNexus代表取締役社長 沖縄科学技術大学院大学基金経営諮問委員会会員 在日英国商工会議所（BCCJ）実行委員 文化庁国際アドバイザーリーボードメンバー
常勤監査役	本庄 正之	
監査役	高柳 泉	
監査役	山田 勝重	山田法律特許事務所パートナー所長 日本メディカルビジネス(株)社外監査役 (株)スーパーナース社外監査役

- (注) 1. 取締役イザベラ・ユペルツ氏およびアンドリヤナ・ツヴェトコビッチ氏は、社外取締役であり、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
2. 監査役本庄正之氏および山田勝重氏は、社外監査役であり、本庄正之氏を独立役員として東京証券取

引所に届け出ております。

3. 監査役本庄正之氏は、国際的企業における業務経験を持ち、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役山田勝重氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 2023年4月1日付で以下の取締役の担当の異動がありました。

氏名	新	旧
和田隆介	代表取締役社長	代表取締役社長 外食事業ユニット管掌
横山恵司	取締役 営業ユニット特命担当	取締役 食品事業ユニット管掌
森山敏治	取締役 営業ユニット管掌	取締役 食品事業ユニット営業統括 営業推進室担当
武長栄治	取締役 製造・開発ユニット管掌	取締役 製造・開発ユニット管掌 千葉工場長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役イザベラ・ユペルツ氏およびアンドリヤナ・ツヴェトコビッチ氏ならびに社外監査役山田勝重氏は、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社ならびに当社取締役、当社監査役等を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。なお、当該契約の保険料は、全額当社が負担しております。

当該契約の内容の概要は、取締役、監査役等の役員がその地位に基づいて行った行為に起因して負うこととなる法律上の損害賠償金および争訟費用（株主代表訴訟を含む）を補償の対象としております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合、また犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為等については、補償の対象外としております。

#### (4) 取締役および監査役の報酬等

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に関する事項

当社取締役会は、取締役が受ける報酬等の額の決定に関する方針等を以下のとおり決定しております。また、監査役の個人別報酬等は、監査役の協議によるものとされております。

当社の役員報酬は、固定報酬と役員退職慰労金による業績連動報酬以外の報酬等と業績連動報酬によって構成されており、これらの構成比率は、毎期の持続的な業績改善に加えて中長期的な業績の安定と向上を重視する観点に立ち、固定報酬に比重をおいて設定されております。

固定報酬については、各役員の職務に対して毎月一定額を支給する報酬であり、役員退職慰労金については、在任期間に応じて所定額を引き当て、退任時に一括して支給する報酬であります。また業績連動報酬については、期初の業績予想値を指標とする達成度等を基礎としつつ経営環境を踏まえて、当該定時株主総会終了後に支給する報酬であります。なお、その支給総額についての妥当性を経営会議および取締役会で審議するものとしております。また、これらの報酬等は、株主総会において決議された報酬総額の範囲内で決定されるものであります。

取締役の個人別報酬等の金額またはその算定方法については、取締役会が決定いたします。取締役会においては、これを取締役会議長または代表取締役CEOに一任することを決議のうえ、役位・職責、業績および目標達成度等を総合的に勘案して決定されるものとしております。ただし、非業務執行取締役の報酬等は、その役割に鑑みて業績連動報酬以外の報酬のみとしております。

イ. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2022年6月23日開催の第58期定時株主総会において年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち社外取締役2名）であります。

監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第30期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は3名であります。

ウ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2022年6月23日開催の取締役会の決議に基づき、代表取締

役CEO大河原毅氏に対して、各取締役の個人別の報酬等の決定を委任しております。

当社の多角的な事業展開に係る業績評価においては、各取締役の貢献度の判断等さまざまな要素を含むため、取締役会の合議等によることは難しいものと考えております。このため、社内外における経営環境ならびに経営状況を俯瞰しつつ業務執行を統括する、最高経営責任者（代表取締役CEO）による総合的な判断に基づき各取締役の報酬の内容が決定されるものとしております。

なお、上記理由によって、取締役の個人別報酬等が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

#### エ. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労引当金 繰入額	
取締役 (うち社外取締役)	289 (10)	233 (10)	17 (-)	39 (0)	12 (2)
監査役 (うち社外監査役)	17 (10)	15 (9)	1 (0)	1 (0)	3 (2)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 報酬等の総額には、当事業年度に係る全役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。  
 3. 当社は業績連動報酬として賞与を支給しております。業績連動報酬につきましては、特定の指標に偏ることなく、さまざまな要因と成果を織り込む必要があることから、期初の業績予想値を指標とする達成度を基礎としつつ経営環境を踏まえて算定しております。また、その支給総額についての妥当性を経営会議および取締役会で審議するものとしております。なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は期初の業績予想値であり、実績は当事業年度の計算書類等のとおりであります。

## (5) 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合または他の法人等の社外役員である場合）および当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	イザベラ・ユペルツ	(株)フォルマ	社外取締役	当社と左記会社との間には特別の関係はございません。
		I.H.Global Consulting Ltd.	代表取締役社長	当社と左記会社との間には特別の関係はございません。
		ベルギー王国	経済外交 アドバイザー	当社と左記団体との間には特別の関係はございません。
	アンドリヤナ・ ツヴェトコビッチ	(株)BrioNexus	代表取締役社長	当社と左記会社との間には特別の関係はございません。
		沖縄科学技術大学院大学基金	経営諮問委員会 会員	当社と左記団体との間には特別の関係はございません。
		在日英国商工会議所（BCCJ）	実行委員	当社と左記団体との間には特別の関係はございません。
		文化庁	国際アドバイザー ボードメンバー	当社と左記行政機関との間には特別の関係はございません。
監査役	山田勝重	山田法律特許事務所	パートナー	当社と山田法律特許事務所との間には法律顧問契約を締結しております。
		日本メディカルビジネス(株)	社外監査役	当社と左記会社との間には特別の関係はございません。
		(株)スーパーナース	社外監査役	当社と左記会社との間には特別の関係はございません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況

区 分	取締役会 (13回開催)		監査役会 (13回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 イザベラ・ユペルツ	10回	77%	—	—
取締役 アンドリヤナ・ツヴェトコビッチ	13回	100%	—	—
監査役 本庄正之	13回	100%	13回	100%
監査役 山田勝重	13回	100%	13回	100%

ウ. 取締役会ならびに監査役会における発言状況

社外取締役イザベラ・ユペルツ氏は、多様な業界の国際マネジメント経験を活かし客観的観点から適宜発言を行い、社外取締役アンドリヤナ・ツヴェトコビッチ氏は、グローバルな知見を活かし客観的観点から適宜発言を行っております。

社外監査役本庄正之氏は、大手総合商社における業務経験に基づく財務・経理に関しての専門的見地から適宜発言を行い、社外監査役山田勝重氏は、弁護士としての専門的見地から主に法務的な意見を述べております。

エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

イザベラ・ユペルツ氏およびアンドリヤナ・ツヴェトコビッチ氏は社外取締役として、取締役会において、イザベラ・ユペルツ氏はマネジメントに関する知見・経験を踏まえ、またアンドリヤナ・ツヴェトコビッチ氏はマーケティングに関する知見・経験を踏まえ、適宜発言を行うとともに、議決権を行使しました。さらに両氏は、別途、代表取締役等と経営課題の共有化や情報交換・意見交換を行いました。これらの活動等を通じて、当社の取締役会における多様な視点からの意思決定に寄与するとともに、業務執行者から独立した客観的な立場で、当社の経営に対する監督を行っており、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。

オ. 当社の親会社または当社親会社の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 名称

明星監査法人

##### (2) 報酬等の額

区 分	支払額 (千円)
公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）に係る報酬等の額	25,000
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえた上で、監査チームの連続性を勘案し、本年度の監査計画における監査時間および監査報酬の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

##### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

##### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 5. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容および当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

#### ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、役員及び従業員の法令遵守を目的とする行動規範の一環として、コンプライアンス10カ条を整備しており、その運用の徹底をはかります。

また、当社グループのすべての役員・従業員の職務に関する不法行為等について、外部への法律相談等の窓口を設置するとともに、研修等によりコンプライアンス意識の向上をはかります。また、当社の監査役は、当社グループの主要な会議に出席し、意思決定事項が法令及び定款に適合することを確認することとします。

#### ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他重要な情報について、法令及び社内規程に基づき適正に保存及び管理し、取締役及び監査役は必要に応じこれを閲覧できることとします。

#### ③ 当社及び当社子会社の損失の危険に関する規程その他の体制

当社グループは、法令や定款違反その他の事由に基づく損失の危険を発見した場合には、社内規程（各業務に関する規程、経理財務に関する規程等）に基づき、必要な指示を各部署に対して行うこととします。

また、リスク管理委員会を開催し、事業等に係るリスクの洗い出し、選別並びにその対応を検討し、会社全体として取組む体制を構築します。さらにコンプライアンス意識の徹底をリスク管理の重要な要素と位置づけており、社内での啓蒙に努めております。

また、組織間の牽制機能が十分に働くように職務分掌の明確化を図り、権限及び責任についても必要に応じて規程を見直すことによって種々のリスクのコントロールを目指しております。

- ④ **当社及び当社子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制**  
当社グループは、取締役会で各取締役の職務分担を決定し、規程により取締役の権限及び責任等を明確にし、業務執行の適正化及び効率化をはかるものとします。  
また、取締役会は原則として毎月一回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び取締役会規程に定める重要事項を決議しております。
- ⑤ **当社及び当社子会社からなる当社グループにおける業務の適正を確保するための体制**  
コンプライアンス体制及び危機管理体制は、当社を中心としてグループ全体での整備・運用を行うこととしますが、グループ全体の業績確保のため、各社の目標と役割分担は明確化して業務遂行にあたります。  
当社は、子会社に対し法令遵守、損失の危機の管理等の主要な内部統制項目につき、必要に応じ内部統制システムの整備に関する助言・指導を行うものとします。なお、財務情報の信頼性の確保については連結対象会社を対象に内部統制システムを整備するものとします。
- ⑥ **監査役職務を補助すべき使用人に関する体制とその場合における当該使用人に関する事項**  
当社は、監査役求めがあったときは、監査役職務を補助する使用人として適切な人材を配置するものとします。
- ⑦ **監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**  
監査役職務を補助すべき使用人は、当該職務を行うにあたっては、監査役の指揮・命令のみに服し、取締役その他の使用人の指揮・命令は受けないものとします。
- ⑧ **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**  
監査役は、取締役会をはじめ重要な会議に出席し、全ての社内稟議書を閲覧するとともに、内部監査と緊密な連携を保ちつつ、客観的な監査を実施する体制を整備しております。  
また、当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査役に対して報告を行うも

のとします。

⑨ **その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制**

当社グループの役員及び従業員は、監査役の要請事項に対して積極的に協力することとし、監査役は必要に応じて弁護士・公認会計士など各分野の専門家等を活用できるものとします。さらに、監査役は全ての内部監査報告書、改善指示書を閲覧し、必要に応じて内部監査室との帯同監査を実施する体制を整備しております。

また、当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を負担するものとします。

⑩ **財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社グループは財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく有効かつ適切な内部統制報告書提出に向け、内部統制システムの構築を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととします。

⑪ **反社会的勢力の排除について**

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える勢力及び団体との関係を遮断することを社内に徹底しており、これら勢力からの不当な要求に接した時には毅然とした態度により対応するようにコンプライアンス10カ条で定めるとともに、不当要求等には、警察や弁護士等の外部専門機関と連携する協力体制を整備しております。

⑫ **業務の適正を確保する体制の運用状況の概要**

コンプライアンスについては、コンプライアンス10カ条を整備してその運用を徹底するとともに、研修を実施してコンプライアンス意識の向上を図りました。

リスク管理については、リスク管理委員会を開催し、事業等に係るリスクの洗い出し、選別ならびにその対応を検討して全社的な情報共有を図りました。

取締役の職務執行については、取締役会によって、法令で定められた事項および経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告および経営の監督を行いました。また、重要な個別案件の方針を迅速に意思決定する目的で経営会議を定期的に開催しております。

監査役の監査体制については、監査役は取締役会および経営会議への出席ならびに社内

稟議書の閲覧を行うとともに、必要に応じて取締役等から説明を受けております。また、会計監査人および内部監査室とも適宜情報交換を行っております。

内部監査については、内部監査室が内部監査計画に基づき当社の各部門の業務執行の監査を実施しました。

## **(2) 会社の支配に関する基本方針**

当社では、会社の財務および事業の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>6,005,546</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,574,351</b>
現金及び預金	1,649,350	電子記録債務	109,735
売掛金	2,702,163	買掛金	1,978,445
商品及び製品	973,340	1年内返済予定の長期借入金	260,000
原材料及び貯蔵品	506,657	未払金	286,074
前払費用	85,641	未払費用	202,045
その他の	88,394	未払法人税等	42,711
<b>固定資産</b>	<b>5,024,111</b>	預り金	18,667
<b>有形固定資産</b>	<b>3,573,746</b>	前受収益	2,013
建物	1,271,091	賞与引当金	141,355
構築物	20,519	役員退職慰労引当金	405,048
機械及び装置	1,356,305	資産除去債務	102,599
車両運搬具	5,768	その他の	25,654
工具、器具及び備品	53,537	<b>固定負債</b>	<b>1,373,502</b>
土地	827,660	長期借入金	210,000
建設仮勘定	38,862	退職給付引当金	530,476
<b>無形固定資産</b>	<b>10,106</b>	役員退職慰労引当金	220,094
ソフトウェア	10,106	資産除去債務	375,488
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,440,258</b>	その他の	37,442
投資有価証券	171,346	<b>負債合計</b>	<b>4,947,853</b>
破産更生債権等	1,250	<b>(純資産の部)</b>	
長期前払費用	330	<b>株主資本</b>	<b>6,060,685</b>
繰延税金資産	563,924	資本剰余金	922,939
敷金及び保証金	511,380	資本剰余金	1,259,205
その他の	193,276	資本準備金	1,125,651
貸倒引当金	△1,250	その他資本剰余金	133,554
		利益剰余金	3,965,977
		利益準備金	72,215
		その他利益剰余金	3,893,762
		別途積立金	610,000
		繰越利益剰余金	3,283,762
		自己株式	△87,436
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>21,118</b>
		その他有価証券評価差額金	21,118
		<b>純資産合計</b>	<b>6,081,804</b>
<b>資産合計</b>	<b>11,029,657</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>11,029,657</b>

# 損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		16,893,408
売 上	利 益		10,686,330
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	益		6,207,078
管 業 外 収 益	益		5,789,262
管 業 外 収 益	息 金	13	
受 取 配 当 金	料 料 金	16,770	
受 取 手 賃 補 償 金	入 他	775	
受 取 成 金	収 入 他	2,143	
受 助 成 金	収 入 他	35,843	
そ の 他	収 入 他	41,754	113,498
管 業 外 費 用	利 息	16,196	
支 払 保 証 料	料 料 金	4,094	
支 払 保 証 料	料 料 金	6,737	
工 場 閉 鎖 損 失	他 損 失	3,791	
そ の 他	他 損 失	707	15,330
経 常 利 益	利 益		515,984
特 別 資 産 売 却 益	益	7,055	7,055
特 別 損 失	損 失		
減 資 産 損 失	損 除 却 損 失	179,250	
固 定 資 産 損 失	損 除 却 損 失	7,509	
固 定 資 産 損 失	損 除 却 損 失	10,812	
店 舗 閉 鎖 損 失	引 当 金 繰 入 額	11,650	209,223
税 引 前 当 期 純 利 益	利 益		313,816
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	税 額	152,107	
法 人 税 等 調 整 額	税 額	△141,265	10,842
当 期 純 利 益	利 益		302,973

## 株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	922,939	1,125,651	133,554	1,259,205
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	922,939	1,125,651	133,554	1,259,205

	株主資本					株主資本 合計
	利益剰余金				自己株式	
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
別途 積立金		繰越利益 剰余金				
当期首残高	72,215	610,000	3,090,050	3,772,265	△36	5,954,373
当期変動額						
剰余金の配当			△109,261	△109,261		△109,261
当期純利益			302,973	302,973		302,973
自己株式の取得					△87,400	△87,400
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	193,712	193,712	△87,400	106,312
当期末残高	72,215	610,000	3,283,762	3,965,977	△87,436	6,060,685

(単位：千円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	11,562	687	12,249	5,966,622
当期変動額				
剰余金の配当				△109,261
当期純利益				302,973
自己株式の取得				△87,400
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	9,556	△687	8,868	8,868
当期変動額合計	9,556	△687	8,868	115,181
当期末残高	21,118	－	21,118	6,081,804

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

##### ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

##### ② デリバティブ 時価法

##### ③ 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

イ. 商品、原材料 月別総平均法

ロ. 製品 月別総平均法

ハ. 貯蔵品 主として移動平均法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～38年

機械及び装置 10年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により算定し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金  
従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

#### ① 食品事業

食品事業においては、食料品の製造・加工及び販売を行っております。このような製商品の販売については、顧客が支配を獲得することにより、当社の履行義務が充足されると判断しております。当社では、「収益認識に関する会計基準の適用指針」の出荷基準等の取扱いを適用し、製商品の出荷時から顧客に支配が移転される時までの期間が1～2日程度であるため、出荷時に収益を認識しております。

なお、製商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する製商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

#### ② 外食事業

外食事業においては、レストラン店舗におけるサービスの提供、食物販及び宅配の経営、フランチャイズ（FC）加盟者に対する物品の販売、FC加盟者に対する経営指導及び

店舗運営指導等を行っております。

レストラン店舗におけるサービスの提供は、顧客からの注文に基づく料理の提供であり、顧客へ料理を提供し対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

食物販及び宅配の経営、並びにFC加盟者に対する物品の販売による収益は、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

FC加盟者に対する経営指導及び店舗運営指導等に基づくロイヤリティ収入は、契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

#### (5) 重要なヘッジ会計の方法

- |                |  |
|----------------|--|
| ① ヘッジ会計の方法     | 為替予約については、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。   |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象  | ヘッジ手段…為替予約<br>ヘッジ対象…外貨建予定取引  |
| ③ ヘッジ方針        | 為替予約は、通常の取引の範囲内で、外貨建予定取引に係る将来の為替レートの変動リスクを回避することを目的に利用しております。  |
| ④ ヘッジの有効性評価の方法 | 為替予約については、ヘッジ取引開始時には、社内管理規程に基づき予想される相場変動をヘッジ手段に個別に対応させて有効性を判定しております。ヘッジ取引時以降は、ヘッジ対象とヘッジ手段との間の相関関係を社内管理規程に基づきテストしております。 |

## 2. 会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### ① 固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	食品事業	外食事業
有形固定資産	3,303,172	152,946
無形固定資産	9,112	—
長期前払費用	—	142
減損損失	128,564	50,686

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

資産又は資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産から生ずる割引前将来キャッシュ・フローと固定資産簿価を比較し、減損の要否を決定しております。

(食品事業)

・事業用資産について、管理会計上の単位を資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングを行っております。割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、主要な事業であるピザ、エスニックブレッド製品等の販売における中期事業計画を基礎としております。中期事業計画においては、製品品目別、顧客・業態別、生産能力を考慮した中長期の売上高見込み、売上高成長率、売上総利益率を主要な仮定として用いております。当該見積りは、将来の不確実な経済状況や経営環境の変化によって重要な影響を受ける可能性があります。

(外食事業)

・事業用資産について、各店舗における過去2か年の損益の趨勢、見積将来キャッシュ・フローを基礎に検討しており、割引前将来キャッシュ・フローの見積りは店舗ごとの予算及びその後の期間の成長率予想に基づいて見積っております。当該見積りは、店舗が所在する近隣の人流、飲食業マーケットの分析、入居する商業施設等の集客等を含む外部環境予測によって重要な影響を受ける可能性があります。

② 繰延税金資産の回収可能性

・当事業年度計上額 繰延税金資産 563,924千円

・識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済状況や経営環境の変化によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 5,849,527千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引による取引高

売上高 55千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式	9,105,290株	一株	一株	9,105,290株

### (2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式	192株	200,000株	一株	200,192株

### (3) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効 力 発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	109,261	利益剰余金	12.00	2022年 3月31日	2022年 6月24日

#### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効 力 発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	89,050	利益剰余金	10.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

## 7. 税効果会計に関する注記

(繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳)

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	21,353千円
会員権評価損	4,506千円
貸倒引当金	382千円
賞与引当金	43,282千円
減損損失	71,188千円
減価償却費	19,581千円
退職給付引当金	162,431千円
役員退職慰労引当金	191,418千円
未払事業税	8,869千円
資産除去債務	146,390千円
関係会社株式評価損	14,455千円
その他	23,496千円
繰延税金資産小計	707,358千円
評価性引当額	△111,158千円
繰延税金資産合計	596,199千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	8,636千円
固定資産評価差額	153千円
資産除去債務	23,485千円
繰延税金負債合計	32,274千円
繰延税金資産の純額	563,924千円

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については基本的には銀行等金融機関からの借入による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクや外貨建予定取引の為替リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

敷金及び保証金は、店舗等の賃貸借契約に伴うものであります。

営業債務である電子記録債務、買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は営業取引及び設備投資に係る資金調達です。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	107,743	107,743	－
敷金及び保証金	511,380	506,772	△4,607
資産計	619,123	614,516	△4,607
長期借入金 (1年内返済予定含む)	470,000	469,637	△362
負債計	470,000	469,637	△362

(※1) 現金及び預金、売掛金、電子記録債務、買掛金、未払金は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	63,603

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額  
当事業年度 (2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,649,350	—	—	—
売掛金	2,702,163	—	—	—
敷金及び保証金 (※)	76,525	183,134	22,358	—
合計	4,428,039	183,134	22,358	—

(※) 敷金及び保証金のうち、現時点において償還予定が確定していないものについては、記載をしておりません。

(注2) 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額  
当事業年度 (2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	260,000	60,000	60,000	60,000	30,000	—
合計	260,000	60,000	60,000	60,000	30,000	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2023年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	107,743	—	—	107,743
資産計	107,743	—	—	107,743

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
 当事業年度（2023年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	506,772	－	506,772
資産計	－	506,772	－	506,772
長期借入金 (1年内返済予定含む)	－	469,637	－	469,637
負債計	－	469,637	－	469,637

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、将来キャッシュ・フローを国債の利回りなど適切な指標を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 9. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	－千円
持分法を適用した場合の投資の金額	－千円
持分法を適用した場合の投資損失(△)の金額	△65千円

(注) 関連会社でありました株式会社元町珈琲の株式について、2022年11月に当社が保有する全株式を売却したため、同社は関連会社ではなくなっております。従って、「関連会社に対する投資の額」及び「持分法を適用した場合の投資の金額」には、当該関連会社に対する投資の金額及び持分法を適用した場合の投資の金額を含めておりませんが、「持分法を適用した場合の投資損失(△)の金額」には、同社が当社の関連会社であった期間における持分法を適用した場合の投資損失(△)の金額を含めております。

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議 決 権 等 の 所 有 ( 被 所 有 ) 割	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社ヒガ・インダストリーズ (注1)	—	同社製品の購入	商品・原材料の仕入 (注2)	1,263,284	電子記録債	109,735
						買掛金	165,713

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社取締役アーネストM. 比嘉が同社代表取締役会長兼社長を務めております。

(注2) 商品及び原材料の仕入については、市場価格を勘案し交渉の上決定しております。

## 11. 収益認識に関する注記

### (1) 収益の分解情報

収益認識の時期別に分解した金額は以下のとおりであります。

一時点で移転される財又はサービス	16,867,771千円
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	25,637千円

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

#### ①食品事業

食品事業においては、食料品の製造・加工及び販売を行っております。このような製商品の販売については、顧客が支配を獲得することにより、当社の履行義務が充足されると判断しております。当社では、「収益認識に関する会計基準の適用指針」の出荷基準等の取扱いを適用し、製商品の出荷時から顧客に支配が移転される時までの期間が1～2日程度であるため、出荷時に収益を認識しております。

なお、製商品の販売のうち、特定の委託生産取引契約に係る収益について、顧客への製商品の提供における当社の役割を判断した結果、当社は、在庫リスク及び価格設定の裁量権を有しておらず、当該他の当事者により製品が提供されるように手配することが当社の履行義務であることから、代理人として取引を行っていると判断しております。当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する製商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

製商品の販売契約における対価は、顧客との個別契約に基づきますが、市場慣行に整合した支払期限となっており、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

また、リベートは売上高から控除しておりますが、重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲でのみ収益を計上しております。リベートの見積りに際しては、顧客との契約に基づき、①一定期間における売上の割戻し契約、②販売実績に応じてリベート率を乗じる達成契約、又は①②を併せたリベート契約を基に算出しております。

## ②外食事業

外食事業においては、レストラン店舗におけるサービスの提供、食物販及び宅配の経営、フランチャイズ（FC）加盟者に対する物品の販売、FC加盟者に対する経営指導及び店舗運営指導等を行っております。

レストラン店舗におけるサービスの提供は、顧客からの注文に基づく料理の提供であり、顧客へ料理を提供し対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。各月の収益として計上された金額は、利用者により選択された決済手段に従って、クレジット会社等が別途定める支払条件により履行義務充足後、短期のうちに支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

食物販及び宅配の経営、並びにFC加盟者に対する物品の販売による収益は、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

FC加盟者に対する経営指導及び店舗運営指導等に基づくロイヤリティ収入は、契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

## 12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	682円96銭
(2) 1株当たり当期純利益	33円74銭

## 13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 14. その他の注記

記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

株式会社デルソーレ  
取締役会 御中

明星監査法人

東京都目黒区

指 定 社 員

業務執行社員

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

福 島 泰 三

公認会計士

大 内 純

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社デルソーレの2022年4月1日から2023年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員的一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、業務の分担等を定め、各監査役はそれらに基づいてそれぞれ監査を実施するとともに、原則月例で開催した監査役会で情報の共有を図り、意見の交換を行いながら監査を進めました。具体的には、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。又、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分に関しては、上記の方法のほか、常勤取締役から「職務執行確認書」の提出を求め、調査しました。

(2) 各監査役は、監査役会が決めた当期の監査の方針、業務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況につき報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備された内部統制システムの状況について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人「明星監査法人」からは、事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け、意見交換を行いました。さらに、会計監査人との連携に努めつつ、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、明星監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は適時かつ適切に必要な見直しが行われており、その内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「明星監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月29日

株式会社デルソーレ 監査役会  
常勤監査役 本 庄 正 之 ㊟  
(社外監査役)  
非常勤監査役 高 柳 泉 ㊟  
非常勤監査役 山 田 勝 重 ㊟  
(社外監査役)

以 上

# 株主総会会場ご案内図

東京都江東区有明3丁目6番11号

TFTビル東館9階 研修室909号室

※東京臨海高速鉄道りんかい線国際展示場駅より徒歩5分

※東京臨海新交通臨海線（ゆりかもめ）東京ビッグサイト駅より徒歩1分

